

I. 発生概要

[北部地区]

1. 発生状況（発生番号：沖縄県1、2、3、4、5、6、7）

昭和61年10月4日、沖縄県名護市字済井出の養豚団地の5農家（計5,939頭飼養）及び本部町字辺名地の2農家（計4,385頭飼養）で豚コレラの発生が確認された。

2. 発生経過

8月下旬頃、名護市字済井出の一貫経営農家（2,084頭飼養）で、8月9日に南部（東風平町）から導入した子豚に、発熱・歩様蹠蹠・水様性下痢・チアノーゼ等の症状がみられ、順次他の豚舎にも広がった。（後日の聞き取り調査で、畜主が発病豚と同豚房の未発症豚を次々と移動させた事実が判明した。）

これら導入豚は、豚コレラワクチン未注射で、その他の飼育豚も大部分が未注射であった。畜主は導入豚を隔離、観察することなく、発病豚に対しては不適切な自家治療で対処していた。その後、へい死豚が続発したため共済組合名護家畜診療所に治療を依頼した。

9月9日名護家畜診療所及び名護市役所より北部家畜保健衛生所（北部家保）に病豚発生の連絡があり、更に上記農家だけでなく隣接養豚団地内の1農家にも同様な病豚の発生があるとの連絡があった。

9月16日には、本部町字辺名地の一貫経営農家（4,094頭飼養）でも、8月上旬より9月上旬にかけて南部（南風原町・東風平町）から導入した豚が、同様な症状を呈しているとの連絡があった。

以上の3農家について、直ちに北部家保が立ち入り検査し、へい死豚及び発病豚について病性鑑定を行った。その結果、細菌検査では豚丹毒・ヘモフィルスは検出されず、またトキソプラズマ原虫は直接塗抹、蛍光抗体法いずれでも検出できず病因を特定出来なかった。北部家保は9月18日沖縄県家畜衛生試験場（県家衛試）に病性鑑定を依頼した。

県家衛試は、9月19日発病豚1頭の解剖と同居豚の採血を行った。9月22日に豚コレラが蛍光抗体直接法は陰性、トキソプラズマ原虫とパストツレラを検出したので抗原虫剤（SDDS）と抗菌剤（アンピシリン）の併用投与の指導が県家衛試より北部家保になされた。しかし、その後も投薬の効果は認められず、病勢は蔓延傾向を示した。

県家衛試は農林水産省家畜衛生試験場九州支場の指導により、新たに発病豚7頭を病性鑑定殺し、検査材料を家畜衛生試験場本場に送付し、病性鑑定を依頼した。

その結果、10月4日本病は豚コレラと診断された。

3. 病性鑑定成績

10頁の病性鑑定の経過参照

4. 防疫措置

1) 防疫対策本部の設置

沖縄県豚コレラ緊急対策要領に基づき、昭和61年10月9日、県豚コレラ緊急防疫対策本部（本部長農林水産部長）を農林水産部畜産課に設置し、同日、現地対策本部（本部長北部家畜保健衛生所長）を北部家保に設置した。発生市町村においては、関係農業協同組合による現地対策本部の支部を設置した。また、経済連、農業共済名護家畜診療所、管内市町村、家畜防疫員、県出先機関（畜産試験場、乳用牛育成センター、農業大学校、中部種畜育成センター、北部食肉衛生検査所）の協力によって本病のまん延防止に努めた。

2) 移動禁止措置及び飼養状況

家畜伝染病予防法第32条第1項の規定に基づき、昭和61年10月6日付沖縄県告示第677号により沖縄県名護市字済井出区域及び沖縄県本部町字辺名地区域から豚、豚の死体、豚コレラの病原体を広げるおそれのある物品の区域内又は区域外への移動を禁止する告示をした。なお移動禁止区域の飼養状況は、済井出区域10戸6,514頭、辺名地区域3戸5,585頭である。

3) 予防注射

今回の発生農家は、数年来豚コレラの予防注射を受けていない事から9月25日、26日にかけて未発症豚群4,681頭、10月6日、7日にかけて同居豚群3,303頭に対して豚コレラ緊急予防注射を実施した。

4) 消毒

畜舎はオルソ剤、逆性石鹼剤を1日3回、動力噴霧機で消毒し、空豚房は生石灰を使用した。車両はオルソ剤、逆性石鹼剤で噴霧消毒し、出入口には踏込消毒槽を設置した。現場関係者は場内専用の作業衣、雨合羽を着用し、その都度噴霧消毒した。

5) 患畜等の措置

家畜伝染病予防法施行規則第29条の基準に従い、死亡豚、殺処分豚については、オルソ剤、逆性石鹼剤等による噴霧消毒後埋却場所に移動し、生石灰散布後埋却した。

6) 汚染物品等の措置

家畜伝染病予防法施行規則第29条の基準に従い、豚コレラの病原体を散逸させるおそれがある物品等（糞尿、残飼料、飼料袋）については、オルソ剤、逆性石鹼剤による噴霧消毒後埋却場所に移動し、焼却、生石灰散布後埋却した。汚水（尿）等については、貯溜槽を塩素剤、生

石灰で消毒し、ウィルスの拡散防止に努めた。

7) 同居豚の措置

- ・同居豚80頭について、11月4～6日の3日間臨床検査及び検温並びに血液検査を行い、異常のないことを確認した。
- ・同居豚30頭について、病性鑑定のため解体検査を行い、異常のないことを確認した。
- ・繁殖母豚70頭について、分娩状況調査を行い、異常のないことを確認した。

8) 周辺の防疫措置

- ・立入検査

発生地より2kmの範囲を重点地区として同区域内の農家24戸12,351頭について、5日間立入検査を実施したが、異常は認められなかった。

- ・啓蒙指導

管内市町村、関係団体及び農家に対して、豚不明疾病及び豚コレラ対策協議会、講習会を11回にわたり開催し、発生速報のチラシ配布、ワクチン接種指導、畜舎の消毒、踏込消毒槽の設置、導入豚の制限等についての啓蒙指導を行った。

5. 疫学調査

1) 子豚の導入先等の状況

- ・名護市字済井出Y.N.農家

当該農家は繁殖肥育一貫経営であるが、自家生産豚以外に肥育素豚をA家畜商から月約300頭導入している。最後の導入は、昭和61年8月9日、南部の東風平町からであった。

- ・名護市字済井出の他の4農家は導入を行なっていなかった。

- ・本部町字辺名地E.K.農家

繁殖肥育一貫経営であるが、自家生産豚以外に肥育素豚をA家畜商から月約1,000頭導入していた。発病直前の導入は、昭和61年8月6日南風原町、9月5日、9日東風平町からであった。

- ・本部町字辺名地のN.K.農家では導入を行なっていなかった。

2) 飼料の購入先等の状況

飼料給与形態は、完全配合飼料給与で、琉球飼料株の完全配合飼料を北部養豚組合を通じ購入している。同飼料は周辺農家にも供給され、それら農家の立入検査においては異常は認められなかった。

3) 肉豚の出荷先等の状況

肉豚は沖縄県食肉センター及び沖縄県北部食肉センターに出荷しているが、同センターでは異常豚は検出されなかった。

4) 感染経路

発生地域での初発農家であるY.N.農家、E.K.農家とも昭和61年8月上旬から9月にかけてA家畜商を通じ南部地域より豚を導入しており、疫学調査等からその感染経路を追求したが特定できなかった。

[中南部地区]

1. 発生状況（発生番号：沖縄県8、9、10、11、12）

昭和61年10月8日から11日にかけて、具志川市、糸満市、島尻郡東風平町、南風原町で豚コレラの発生があった。

2. 発生経過

61年9月30日、中部の具志川市字具志川の肥育経営農家（165頭飼養）から、具志川市役所の獣医師に、発熱、後軀起立不能、チアノーゼ等を呈する病豚の診療依頼があった。当初獣医師は、トキソプラズマ病と肺炎を疑い、その処置を施したが、症状は好転せず予後不良のため、10月7日中央家保へ病性鑑定を依頼した。

また、同日、南部の糸満市字座波（206頭飼養）、東風平町字志多伯（125頭飼養）、南風原町字喜屋武（141頭飼養）の3戸から、同10日、糸満市字阿波根（97頭飼養）からも同様の通報があった。

以上の5戸について、直ちに中央家保が立入検査を実施したところ、臨床症状及びワクチン接種状況等から豚コレラを疑い、県家衛試に病性鑑定を依頼した。その結果、豚コレラと決定した。

3. 病性鑑定成績

1) 臨床症状

発熱（40～41.5°C）、歩様蹠蹠、黄緑色下痢便、眼瞼腫脹、結膜炎、耳・下腹部のチアノーゼ。

2) 剖検所見

体表リンパ節の腫大及び出血、肺炎、胃粘膜及び膀胱の点状出血。

大腸のボタン状潰瘍及び漿膜面の出血。

3) 病理組織所見

脳：囲管性細胞浸潤。脾：濾胞のリンパ球の減少、RESの活性化。

肺：肺水腫、マクロファージ、円形細胞の浸潤。

リンパ節：濾胞不明瞭、リンパ球の減少。

肝：RESの活性化、洞内に骨髓系の細胞出現。

扁桃：濾胞のリンパ球壊死、RESの活性化。

4) 血液検査成績

白血球の減少（3,000～7,900）、好中球の核の左方移動、後骨髄球の出現。

5) ウイルス検査

扁桃の蛍光抗体法陽性。

4. 防疫措置

1) 防疫対策本部の設置

沖縄県豚コレラ緊急対策要領に基づき、昭和61年10月9日、県豚コレラ緊急防疫対策本部（本部長農林水産部長）を農林水産部畜産課に設置し、同日、現地対策本部（本部長中央家畜保健衛生所長）を中央家保に設置した。発生市町村においては、関係農業協同組合合同による現地対策本部の支部を設置した。また、経済連、農業共済那覇家畜診療所、管内市町村、家畜防疫員、県出先機関（県家衛試、食肉衛生検査所）の協力によって本病のまん延防止につとめた。

2) 移動禁止措置及び飼養状況

家畜伝染病予防法第32条1項の規定に基づき、昭和61年10月9日付沖縄県告示第690号により、1)糸満市座波、賀数、照屋、阿波根 2)東風平町字志多伯、当銘、小城 3)南風原町字喜屋武区域から豚、豚の死体、豚コレラの病原体を広げるおそれのある物品の区域内又は区域外への移動を禁止する告示をした。

移動禁止区域内の飼養状況

1)具志川市字具志川：飼養戸数20戸、種雄豚15頭、種雌豚161頭、ほ乳豚31頭、育成豚1,048頭、肉豚569頭 合計1,824頭。

2)糸満市字座波、賀数、照屋、阿波根：飼養戸数23戸、種雄豚75頭、種雌豚1,004頭、ほ乳豚1,335頭、育成豚2,990頭、肉豚2,171頭 合計7,500頭。

3)東風平町字志多伯、当銘、小城：飼養戸数16戸、種雄豚41頭、種雌豚250頭、ほ乳豚735頭、育成豚2,109頭、肉豚1,406頭 合計4,541頭。

4)南風原町字喜屋武：飼養戸数3戸、種雄豚4頭、種雌豚29頭、ほ乳豚25頭、育成豚8頭、肉豚1,645頭 合計1,711頭。

3) 予防注射

発生農家及びその周辺農家では、一部の農家を除き以前から豚コレラの予防注射を受けていなかった。今回発生決定後、直ちに緊急予防注射を7日齢以内のほ乳豚を除く全頭に実施した。

4) 消 毒

発生豚舎は、オルソ剤、逆性石鹼で1日1回を原則に動力噴霧器で消毒し、空豚房は生石灰を使用した。車両は逆性石鹼剤で噴霧消毒し、出入口には踏込消毒槽を設置した。

5) 患畜等の措置

家畜伝染病予防施行規則第29条の基準に従い、死亡豚、殺処分豚については、逆性石鹼剤による噴霧消毒後、埋却場所に移動し、生石灰散布後埋却した。

6) 汚染物品等の措置

家畜伝染病予防法施行規則第29条の基準に従い、豚コレラの病原体を散逸させるおそれのある物品等（糞尿、残飼料、飼料袋）については、逆性石鹼剤による消毒後埋却場所に移動し、焼却、消石灰散布後埋却した。汚水（尿）等については、貯溜槽を塩素剤、消石灰で消毒し、ウイルスの拡散防止に努めた。

7) 周辺の防疫措置

・立入検査

移動禁止区域及び区域外の隣接農家を重点地区とし、立入検査を実施した結果、異常豚は認められなかった。また、発生農家と疫学的に関連のある管内の養豚場についても立入検査をしたが、異常豚及び類似疾病は認められなかった。

・予防注射の実施

周辺農家及び管内24市町村に対して、豚コレラ防疫対策協議会、講習会を31回にわたり開催し、発生速報のチラシ配布、ワクチン接種指導、畜舎の消毒、踏込消毒槽の設置、導入豚の制限等についての啓蒙指導を行った。

5. 疫学調査

1) 子豚の導入先等の状況

具志川市字具志川、C.N.農家：肥育経営農家で、肥育素豚を隣接農家から導入。
糸満市字座波、Y.U.農家：肥育経営農家で、肥育素豚を家畜セリ市場及び家畜商から導入。
東風平町字志多伯、T.K.農家：肥育経営農家で、肥育素豚を糸満市から導入。
南風原町字喜屋武、Y.N.農家：一貫経営農家で、肥育素豚を家畜商を通じ東風平町から導入。
糸満市字阿波根、Y.G.農家：一貫経営農家で、繁殖素豚を東風平町から導入。

2) 飼料の購入先等の状況

飼料給与形態は農協（全農）の完全配合飼料及び一部残飯、酒粕を給与している。同配合飼料は周辺農家にも給与され、それら農家の立入検査においては異常は認められなかった。また残飯、酒粕についても同様であった。

3) 肉豚の出荷先等の状況

肉豚は沖縄県食肉センター、中部食肉センター、沖縄畜産工業に出荷しているが、同所では異常豚は検出されなかった。

4) 感染経路

本県では豚コレラの終息から21年も経過しており、感染源を外来要因に求め、家畜の移入、流通飼料、人及び車両の交流等について調査したが、感染経路を特定することができなかつた。